

昭天瑞民民主商工会
名古屋市瑞穂区大喜新町2-4
TEL:052-889-6611
FAX:052-889-6610

昭天瑞民商だより

まだまだ知らない補助金まとめ

①一時支援金

1.緊急事態宣言の影響を受けて、売上が減少した中小業者・個人事業者を対象に最大法人60万、個人30万が支給されます

(地方公共団体による営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金の支払対象となっている飲食店は不給付対象(対象になりません)ご注意ください

☆算出方法

(前年または前々年の対象期間の合計売上－2021年の対象月の売上)×3ヵ月

☆申請の流れ

1. 事前確認に必要な書類を準備してください。
→確定申告書(2期分)、通帳の写し(表紙・見開き)、対象月の売上台帳(2019年1月～2021年3月までの各月の売上)、本人確認書類、宣誓・同意書、取引先の情報、法人の方は登記簿謄本も
2. 事務局のウェブサイトでアカウントの登録をしてください。
→一時支援金のホームページからID登録
3. 事務局のウェブサイトで身近な登録確認機関を検索し、登録確認機関に電話またはメールにて事前確認の予約をしてください。
→上記ホームページから登録期間を検索して事前予約を
4. 予約した日時に事前確認(TV会議、対面、電話など)を受けてください。
5. 事前確認完了後、事務局のウェブサイトにあるマイページにて必要事項を入力し、事務局に申請してください。
→ID、パスワード等を取得し、登録機関に確認を行った後、マイページにて申請

②持続化補助金※持続化給付金ではありません

(通常型・低感染リスク型ビジネス枠)

小規模事業者等が、経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた「感染拡大防止のための対人接触機会の減少」と「事業継続」を両立させる新たなビジネスやサービスについて支援

☆対象者

小規模事業者等 補助上限:100万円(*)、補助率:3/4 * 補助金総額の1/4以内(最大25万円)を感染防止対策に

☆要件

緊急事態宣言の再発令によって令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年又は対前々年同月比で30%以上減少している場合 →感染防止対策費を補助金総額の1/2以内(最大50万円)に引き上げ

→事業内容によっては補助金の上限額が変わります。相談は民商へ